

平成29年度 教育委員会 第14回定例会 議案

1 日 時 平成29年10月17日 (火) 午後1時15分

2 場 所 教育委員会議室

3 日 程

(1) 開 会

(2) 報告事項

(3) 議 事

<非>第19号議案 平成29年度静岡県教育委員会表彰被表彰者の決定 ……非

<非>第20号議案 平成30年度教職員人事異動方針 ……非

(4) 閉 会



第14回定例会 報告事項

番号	項 目	Page
1	監査結果に関する報告	1

監査結果に関する報告

(財務課)

平成 29 年度第 1 回の監査結果（平成 29 年 7 月 14 日付通知）における指摘（3 件）、注意（3 件）に対する各学校の措置状況について、10 月 12 日監査委員へ報告した。

<指摘>

対 象 機 関	件 名	詳細
沼津工業高等学校	旅費の不正受給と自家用車の不適切な使用	別紙 1
吉原高等学校	盗撮事件の発生	別紙 2
静岡高等学校	指定薬物所持事件の発生	別紙 3

<注意>

対 象 機 関	件 名	詳細
富士高等学校	交通加害事故の発生	別紙 4
浜松湖南高等学校	交通加害事故の発生	別紙 5
西部特別支援学校	交通加害事故の発生	別紙 6

※ 詳細は次ページ以降を参照

(別紙1)

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
沼津工業高等学校	平成 29 年 7 月 14 日
【監査の結果】	
1 監査結果の区分	指摘
2 件 名	旅費の不正受給と自家用車の不適切な使用
3 内 容	沼津工業高等学校の教諭は、平成 24 年度から平成 28 年 6 月にかけて合計 38 回、部活動に係る出張をした際、公共の交通手段を用いて移動すると届け出ていたにもかかわらず、実際は自家用車を使用することにより、偽って交通費を不正に受給する行為を行った。また、その不正受給行為に伴い、自家用車の公務使用に関する要綱で禁止されているにもかかわらず、生徒を同乗させる等の行為を併せて行った。
【措置の内容】	
<p>本件については、活動に必要となる資材の運搬や交通の便宜を図るため、公共交通機関での出張伺いのまま自家用車を使用し、旅行命令を変更する場合の事前修正や復命時の修正を怠ったことが原因です。本人への聞き取りから出張に関するルールへの認識が不十分であることが判明したため、制度を十分認識し遵守するよう、本人に対して校長より、複数回指導しました。</p>	
<p>また、平成 28 年 8 月から次の取組を実施するとともに職員に対する旅費制度の説明の機会を増やし、再発防止に努めています。</p>	
<p>なお、不正受給額につきましては平成 28 年 12 月に全額返済しております。</p>	
<ol style="list-style-type: none">1 全職員に平成28年 8 月 4 日職員会議で平成27年 8 月28日教高第422号「教職員の旅費の不正受給の防止と綱紀の厳正保持について」の文書配布と併せて、出張及び自家用車の公務使用における留意点について説明しました。2 職員の意識改革を目的として、平成28年 9 月より出張復命書に出張方法変更の有無申告欄を設置し、職員会議でその趣旨を周知しました。3 平成29年 2 月 6 日朝の打ち合わせで旅行命令簿の様式変更の説明と併せて、高校教育課人事班よりの資料「知らなかったでは済みません。出張書類は適正に！」を用いて、事前申請と異なる出張をした場合の処理、自家用車出張の事前申請の徹底、生徒同乗の禁止等出張に関するルールを具体的に説明しました。4 平成29年 4 月11日新任者オリエンテーションで出張に関する留意点を説明しました。5 職場のリレー研修で旅費不正受給について具体例と共に説明しました。6 平成29年 7 月職員会議で出張に関する留意点について具体例を挙げ注意喚起しました。7 今後も定期的に旅費制度の説明や研修を実施していく予定です。	

(別紙2)

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
吉原高等学校	平成 29 年 7 月 14 日
【監査の結果】 1 監査結果の区分 指摘 2 件 名 盗撮事件の発生 3 内 容 平成27年7月、吉原高等学校の教諭がプール更衣室にいる女子生徒の姿態を盗撮する目的で、更衣室のロッカー上に段ボール箱に入れて隠匿した小型カメラを設置し、生徒に発見される事件が発生した。	
【措置の内容】 事件のあった平成27年7月16日には、警察署に被害届を提出しました。 全教職員、生徒に対しては平成27年7月21日の臨時の全校集会で、生徒保護者には7月22日の臨時保護者会で、本件の概要について説明しました。 また、平成27年8月末までにプール更衣室出入口付近へ防犯灯を設置し、プール更衣室の鍵を取り替え、鍵の管理を徹底するなど安全対策を強化しました。 事件を起こしたのが本校の職員であることが発覚し、その処分が発表された翌日、平成28年7月7日の朝の職員会議で、校長から本件の重要性和綱紀の厳正保持、倫理意識の徹底について訓示するとともに、保護者あてに文書で信頼回復と地域の期待にこたえる学校づくりに教職員一丸となって取り組んでいく決意を伝えました。 その後も毎月の職員会議で不祥事根絶に向けた校内研修を実施しており、今後も継続的に実施していくことで、再発防止に努めてまいります。	

(別紙3)

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
静岡高等学校	平成29年7月14日
【監査の結果】 1 監査結果の区分 指摘 2 件 名 指定薬物所持事件の発生 3 内 容 静岡高等学校の教諭は、平成28年7月、駐車中の車内及び自宅において、指定薬物である亜硝酸イソブチルを含有する液体を所持し、逮捕された。	
【措置の内容】 事件判明後、逮捕当日に直ちに生徒及び保護者に対して謝罪及び経緯を説明するとともに、三者面談や終業式（平成28年7月下旬）において、再発防止とあわせ、当該教諭が担当する授業、クラス運営等において生徒が不利益を被ることがないように学校として責任をもって対応することを、口頭や文書で伝えました。平成28年9月には再度の謝罪と校務分掌の変更等について文書にて伝えました。 職員に対しては、不祥事根絶に関する研修会の開催（平成28年7月、9月、平成29年1月）、学校薬剤師や警察官による薬物乱用防止に関する薬学講座の開催（平成28年12月）、その他職員会議や職員面談等の機会を利用して、繰り返し注意喚起を行っています。	

(別紙4)

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
富士高等学校	平成 29 年 7 月 14 日
【監査の結果】	
1 監査結果の区分	注意
2 件 名	交通加害事故の発生
3 内 容	平成 28 年度に、通勤途上における交通加害事故が 2 件発生していた。
【措置の内容】	
1 改善措置	<p>・当該職員に対しては、事故直後に校長等管理職が面談を行い嚴重注意するとともに、事故防止について丁寧に指導しました。また、日常業務や健康状況についても留意し声かけ等を行いながら、平成 28 年度 10 月、2 月、3 月には個別面談を実施し、交通事故防止及び安全運転について指導を重ねました。</p> <p>・教職員全体に対しては、職員会議、始業前打合せ、個別面談等の機会をとらえ、管理職から交通規則遵守及び交通安全意識の高揚について注意喚起をしました。平成 28 年 7 月及び 12 月の長期休業前の職員会議においては、教職員交通安全ニュースを配布し内容を確認しながら校長訓辞を行いました。また、平成 29 年 1 月末には不祥事根絶に向けて次年度の取組を小集団ごとに協議し、その中で交通事故防止について教職員相互に再確認する機会を設けました。</p>
2 今後の防止策	<p>・平成 29 年度当初の職員会議において校長が教職員に安全運転、防衛運転への意識を一層高め交通事故ゼロに向けて全力で取り組むことについて訓示し注意喚起しました。また、監査結果が公表された直後の始業前打合せと職員会議においても、校長が注意を受けたことを教職員に伝え今後の交通事故防止及び交通安全について注意喚起しました。</p> <p>・始業前打合において管理職が継続的に交通安全に関する情報発信をするとともに、「事故削減プログラム (安全運転診断パッケージ)」の利用を呼びかけ、交通事故防止及び交通安全意識の啓発活動を推進していきます。</p> <p>・不祥事根絶取組の一環として、新たに「交通安全 1 分間スピーチ」を実施しています。教職員一人ひとりが交通安全を考え、自らの言葉で交通事故防止について発信する機会を設けることにより、更なる交通安全意識の高揚を図り、交通事故ゼロを目指しています。</p>

(別紙5)

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
浜松湖南高等学校	平成 29 年 7 月 14 日
【監査の結果】 1 監査結果の区分 注意 2 件 名 交通加害事故の発生 3 内 容 平成 28 年度に、通勤途上における交通加害事故が 2 件発生していた。	
【措置の内容】 事故のあった直後の朝の打合せ時に、全職員に対して、安全運転の励行を促しました。 不祥事根絶取組計画を作成し、年間を通して不祥事防止に取り組んでいますが、その中で、平成28年度については、7月、10月、12月の職員会議において、県教育委員会作成の「教職員交通安全ニュース」等を活用し、交通安全への注意喚起、飲酒運転等の不祥事根絶について研修を行いました。平成29年度についても、計画に基づいて4月、7月に、県教育委員会からの資料や新聞記事を活用して、交通事故、飲酒運転等に関する研修を実施しました。 上記研修会の他にも夏季休業等の長期休業期間に入る前には、朝の打合せ等により交通安全や運転時の注意事項について全職員で確認しています。 また、平成29年度から県教育委員会により導入された「事故削減プログラム(安全運転診断パッケージ)」について、積極的な活用を促しています。 今後も、定期的な研修の実施、交通事故防止に関する資料を活用した注意喚起等により、交通安全意識の向上、交通事故の防止について努めていきます。	

(別紙6)

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
西部特別支援学校	平成 29 年 7 月 14 日
【監査の結果】 1 監査結果の区分 注意 2 件 名 交通加害事故の発生 3 内 容 平成 26 年度から 28 年度にかけて、3年連続で公務中及び通勤途上における交通加害事故が発生していた。	
【措置の内容】 それぞれの事故発生後、全教職員対象に朝の打合せ等で事故の概要を伝え注意を促すとともに、交通安全・飲酒運転のチェックシートによるチェックを実施しました。 平成 28 年度に引き続き、民間企業が行っている「セーフティチャレンジ150」に 28 チーム、84 人がエントリーして 150 日間の無事故を目標に向けて取り組んでいます。また、「夏の交通安全県民運動」の始まる時期（平成 29 年 6 月）に合わせ、保険会社から講師を招き全教職員対象の「職員交通安全講話」を実施しました。同講話は「教職員が事故を起こした場合の職務上の責任」等をテーマに関連する教育委員会規定等を盛り込み、教職員にとってより身近な内容とし、注意喚起をしました。 継続的な取組として、毎週 1 回の定時退庁日の退勤時刻に交通安全標語の呼び掛けを行うとともに、月刊「安全運転管理しずおか」（一般社団法人静岡県安全運転管理協会発行）に掲載されている「ドライバーのみなさんへ」（安全運転目標等）を月 1 回掲示板にアップし、交通安全について注意を促しているところです。併せて、今年度から各個人あてに配信されている「事故削減プログラム(安全運転診断パッケージ)」を受講することで交通安全に対する意識付けも行っているところです。 今後ともこれらの取組を実施することにより、交通事故の再発防止に努めてまいります。	

